

仙台市泉文化創造センター  
(仙台銀行ホール イズミティ21)

## 使用料減免申込書

| 館長 | 課長 | 係長 | 担当者 |
|----|----|----|-----|
|    |    |    |     |

令和 年 月 日

仙 台 市 長

申 込 者 住 所  
(主催者)

団 体 名

代 表 者 名

電 話 ( )

令和 年 月 日付け仙台市泉文化創造センターの使用申込について、下記のとおり、使用料の減免を受けたいので申し込みます。

|      |                                                                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 使用室名 | <input type="checkbox"/> 大ホール <input type="checkbox"/> 小ホール <input type="checkbox"/> 展示室                                                                   |
|      | (対象となる付随施設)<br><input type="checkbox"/> 楽屋( 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 8 ・ 9 )<br><input type="checkbox"/> 大ホールリハーサル室 <input type="checkbox"/> 小ホールリハーサル室 |
| 使用月日 | 令和 年 月 日( ) : から                                                                                                                                           |
| 使用時間 | 令和 年 月 日( ) : まで                                                                                                                                           |
| 催事名称 |                                                                                                                                                            |
| 減免理由 | <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、利用制限の基準である定員50%以内で上記貸室を利用するため<br><input type="checkbox"/> 裏面の条件で上記貸室を利用するため                                 |
| 備 考  |                                                                                                                                                            |

【注】 太枠の内側のみ記入してください。

※実際の利用内容が減免理由の条件を満たさない場合は、減免を取り消します。  
減免が取り消された場合は、差額をお支払いいただきます。

※仙台市の施設の利用制限基準が変更された場合には、減免の内容が変更されることがあります。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況が悪化したことにより、仙台市から施設利用の自粛要請を行った場合は、この減免の適用を取り消します。なお、自粛要請に応じて施設利用をキャンセルした場合は、キャンセル料を全額減免します。また、既にお支払いいただいている施設使用料は全額返金します。

／使用料の減免について／

本減免は定員の半数以下の人数で利用することを条件としていますが、下記の条件で、かつ、令和2年10月1日から令和3年4月30日までの期間中に対象となる施設を利用する場合には、定員の半数を超えた場合についても、本減免の対象とします。

「座席の設定について」

- ・異なるグループ又は個人間では座席間隔を一席空ける。
- ・同一グループ（5人以内に限る）内では座席の間隔を設けない。